

## 平成29年度 大阪市大規模事業評価実施方針

大阪市P D C Aサイクル推進要綱第6条第1項第1号の規定に基づき、平成29年度の大阪市大規模事業評価の実施に関する方針を次のとおり定める。

### 第1 評価の実施

一定基準以上の事業費を要する大規模な事業について、その必要性、効果及び事業費の妥当性等の視点から評価する。

#### 1 評価対象事業及び評価の時期

別表のとおり

#### 2 評価の視点

- (1) 事業の必要性
- (2) 事業効果の妥当性
- (3) 事業費等の妥当性
- (4) 事業の継続性
- (5) 安全・環境への影響と対策
- (6) PPP/PFI手法等の検討状況

#### 3 評価の方法

##### (1) 調書の作成

所管局は、当該事業について、大規模事業評価調書等を作成し、市政改革室に提出する。

##### (2) 有識者から意見をいただく

有識者会議において、先ず所管局が対象事業の説明を大規模事業評価調書等により行い、その後、有識者から意見をいただく。

##### (3) 有識者の意見のとりまとめ

市政改革室が、有識者会議で聴取した対象事業の必要性等についての意見を取りまとめる。

##### (4) 対応方針の決定

所管局は、有識者の意見を踏まえて対応方針を取りまとめ、大阪市としての対応方針を決定する。

### 第2 公表

大規模事業評価に関する情報は随時公表し、市民に説明する責務を果たし、行政の透明性の向上を図る。

#### 1 ホームページでの公表

次の情報について随時ホームページへの掲載により公表する。

- ・有識者会議での配布資料一式、有識者の意見、有識者会議の会議録、対応方針

#### 2 市民情報プラザへの配架

「審議会等の設置及び運営に関する指針」第7の5に基づき次の情報を市民情報プラザに配架する。

- ・有識者会議での配布資料一式、有識者の意見、有識者会議の会議録

【別表】

## 平成29年度 大規模事業評価対象事業及び評価の時期

| 番号 | 事業名                  | 所管局      | 評価の時期【予定】     |                            |                     |
|----|----------------------|----------|---------------|----------------------------|---------------------|
|    |                      |          | 大規模事業評価調書等の作成 | 建設事業評価有識者会議の実施<br>有識者意見の聴取 | 有識者意見の<br>とりまとめ及び公表 |
| 1  | 柴島浄水場下系施設運転用自家発電設備整備 | 水道局      | 平成29年6月頃      | 9月頃                        | 11月頃                |
| 2  | (仮称) 北部こども相談センターの開設  | こども青少年局  | 平成29年9月頃      | 11月頃                       | 平成30年1月頃            |
| 3  | (仮称) 区画整理記念・交流会館整備事業 | 都市整備局    | 平成29年9月頃      | 11月頃                       | 平成30年1月頃            |
| 4  | 田島中学校区小中一貫校校舎増築事業    | 教育委員会事務局 | 平成30年1月頃      | 2月頃                        | 4月頃                 |

# 大規模事業評価の視点

## (1) 事業の必要性

事業内容、大阪市における当該事業分野の現状、ニーズの動向、他都市とのサービス水準比較、大阪市の政策意図等から、事業の必要性が妥当であるかを確認する。

## (2) 事業効果の妥当性

費用便益分析等により、事業の実施効果が妥当であるかを確認する。  
※費用便益分析については、国のマニュアル等がある事業を対象とする。

## (3) 事業費等の妥当性

事業の実施場所、施設規模、建設工事費等が妥当であるかを確認する。

## (4) 事業の継続性

事業の維持管理費、収益予測等が妥当であるかを確認する。

## (5) 安全・環境への影響と対策

当該事業の実施により、生活環境、自然環境、災害時の安全確保、社会・文化環境等への影響に対し、対応方策が妥当であるかを確認する。

## (6) PPP/PFI手法等の検討状況

コスト削減等が図られるか、事業の特性に適しているか等、民間活力の活用を含め整備手法や運営手法が妥当なものとなっているかを確認する。